

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年2月14日

世田谷区

1 業務内容

(1) 件名

電話催告システム構築及び運用保守等業務委託

(2) 業務内容

特別区民税・都民税、軽自動車税及び国民健康保険料の滞納の早期解消と発生防止を強化し、収納率を向上させるため、電話催告システムの構築、データ移行、導入準備及び運用保守等を行う。

(3) 履行期間

システム構築：平成30年5月中旬から平成31年3月31日まで（予定）

契約は平成30年度の予算配当があることを契約締結の条件とする。

システム導入準備及びテスト：平成31年4月1日から平成31年9月30日（予定）

システム運用保守等：平成31年10月1日から平成34年9月30日まで（予定）

の契約は契約年度の予算配当があること及びシステム構築業務の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。また、の契約は複数年の長期継続契約とし、契約年度の予算配当があること及び、の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。ただし、契約締結後であっても、当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、又は履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

当該システムの運用状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と保守契約を締結する場合がある。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格 ISO / ISE27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証の両者を受けていること。

(6) 東京電子自治体共同運営の営業種目「情報処理業務」における格付け B ランク以上を有すること。

(5) 平成25年度以降に、官公庁における電話催告を含むシステムの構築又は運用保守の受託実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提案者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案書

実施方針について

実施体制・プロジェクト管理について

情報セキュリティ対策について

システム構成について

システム運用保守について

電話回線変更に伴う対応について

独自提案について

システム機能について

(2) 見積書

見積金額の妥当性

(3) プレゼンテーション

5 手続き等

(1) 担当

世田谷区財務部納税課納税相談係

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎1階

電話 03-5432-2208 / FAX 03-5432-3012

メール SEA02287@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間：平成30年2月14日(水)～2月28日(水)

交付場所：上記(1)窓口にて交付(ホームページからダウンロードも可)

(3) 参加表明書の提出期限ならびに場所

提出期限：平成30年2月28日(水)17時必着

提出場所：上記(1)窓口へ持参又は郵送

提出書類：参加表明書(様式1)及びその添付書類

(4) 提案要求説明書等の内容に関する質問及び回答

提出期限：平成30年3月6日(火)17時必着

提出方法：質問票(様式2)を上記(1)FAXまたはメールアドレスあてに送付

回答方法：平成30年3月12日(月)に、質問提出社名を伏せた形で、質問及び回答をすべての提案参加事業者電子メールで送付予定

(5) 提案書の提出期限並びに提出場所

提出期限：平成30年3月29日(木)17時必着

提出場所：事前連絡の上、上記(1)窓口まで持参

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の契約 有
 - 【平成31年度】電話催告システム導入準備及びテスト業務
 - 【平成31年度～34年度】電話催告システム運用保守等の業務なお、各年度の契約は予算配当があること、履行内容が良好であることを条件とする。
- (5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 企画提案書類等の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で作成できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。
- (11) 詳細は提案要求説明書による。